

一時保育利用方法の一部変更について



〈 問合せ先 〉

北町保育園 電話：0422-21-6681
桜堤保育園 電話：0422-52-4671
境南第2保育園 電話：0422-32-8167

武蔵野市子ども協会の事業につきまして、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成30年5月から当協会の保育園の一時保育の利用方法が一部変更となります。多くの方に一時保育をご利用いただき、また正確に情報を把握することで、より安心して利用できる一時保育を提供するため、このような変更をさせていただくこととなりました。

皆様にはご不便おかけすると存じますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

公益財団法人武蔵野市子ども協会

1 利用の取消の届出・当日キャンセルの取消料について

(1) ご利用を取消す場合は、ご利用日の前日（ご利用日が月曜日の場合は前週の金曜日）の午後5時までに 園に電話連絡のうえ「一時保育事業利用取消届」を持参又はFAXをしてください。

(2) 利用日の前日午後5時以降にキャンセル（理由は問いません）をした場合、また無断で利用しなかった場合は、取消料として500円をお支払いいただきます。

*取消料の支払いが確認できないと次の予約や利用ができません。速やかにお支払、ご提出をお願いします。

2 利用時間の変更について

(1) 利用時間を変更される場合は、ご利用日の前日（ご利用日が月曜日の場合は前週の金曜日）の午後5時までに 園に電話連絡のうえ、お手数ですが再度「一時保育事業利用申込書」を持参又はFAXをしてください。園から改めて決定通知書をお渡しします。

(2) ご利用日の前日（ご利用日が月曜日の場合は前週の金曜日）の午後5時以降の時間変更は、申し訳ありませんが受付けておりません。

前日午後5時以降に利用時間を変更された場合は、変更前の予約利用時間分の利用料をお支払いいただきます。なお、利用時間が短くなった場合も返金いたしかねますのでご了承ください。

【例】午前9時～午後5時（6時間：3,000円）の利用を、当日に午後1時～午後5時（4時間：2,000円）に変更した場合、利用料は変更前の6時間分（3,000円）となります。

*利用時間が申込時間より長くなる場合は、次項をご参照ください。

3 利用時間を過ぎてお迎えに来た場合の追加料金について

(1) 利用予定時間を過ぎた場合、実利用時間に応じた利用料をお支払いいただきます。

【例】午前10時～12時（2時間：1,000円）の利用の方が、12時を過ぎてお迎えに来た場合、追加料金を1,000円お支払いいただき、利用料は総額2,000円となります。

(2) お迎えが午後5時を過ぎた場合、追加料金として1,000円お支払いいただきます。

【例】午前9時～午後5時（8時間：4,000円）の利用の方が、午後5時1分にお迎えに来た場合、追加料金を1,000円お支払いいただき、利用料は総額5,000円となります。

4 登録内容の変更について

(1) 下記により登録内容に変更がある場合は、「一時保育事業利用登録変更（取消）届」の提出をお願いします。

①住所や連絡先等に変更がある場合

②保育所等に入園して登録を取り消す場合

（ただし、幼稚園と認定こども園（1号認定のみ）に通う場合は、引き続きご利用いただけます。）



ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。